

特記仕様書

(1)【総則】

(適用範囲)

本仕様書は、中宇治地域市民協働推進拠点測量業務委託(以下、本委託)に適用する。

(委託内容)

菟道ふれあいセンター敷地において、中宇治地域市民協働推進拠点及びその周辺の道路を整備するための詳細設計を行うために必要な基準点測量、路線測量(仮 BM 設置測量)、地形測量、用地測量を行うことを目的とする。

(履行期間)

本委託の履行期間は令和6年10月31日までとする。

(測量の基準)

本特記仕様書に定めなき事項は、契約書、設計図書、宇治市測量業務共通仕様書、宇治市公共基準点管理保全要項によるほか、国土交通省近畿地方整備局「土木設計業務等委託必携」、京都府「土木設計業務等委託必携」、社団法人日本測量協会「国土交通省公共測量作業規程」および「公共測量作業規程の準則」に準ずるものとする。

また、作業の実施に当たっては、関係法令を遵守して監督職員の指示を正確に施行しなければならない。

なお、本委託の測量業務は、世界測地系によるものとする。

(提出書類)

委託金額が 100 万円以上となる場合、請負者は測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)の入力システムにより、(財)日本建設情報センター(JACIC)にデータ登録するものとする。登録には、業務契約時登録、業務完了時登録および必要に応じて変更時登録があり、監督職員の確認を受けて行うものとする。また、登録確認のため、同センターが発行する「TECRIS受領書」の写しを監督職員に提出するものとする。

(打合せ等)

協議・打合せについては、業務着手時、中間打合せ 3 回、成果品納入時の計 5 回を行うものとする。ただし、中間打合せは監督職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、第1回打合せ、成果品納入時には原則として主任技術者が立ち会うものとする。打合せ協議は、打合せ事項を記録簿に取りまとめ、監督職員に提出し相互に確認すること。また、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議すること。

(資料等の貸与及び返却)

設計図書に定める図書及びその他関係資料を貸与するものとする。貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合、監督職員に返却するものとする。

(土地への立ち入り等)

現地踏査等の実施にあたり、第三者の土地に立入る場合は、あらかじめ調査職員および土地の所有者の了解を得て立入るものとする。また、受注者はあらかじめ証明書交付願を発注者に提出し、証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯すること。なお、業務完了後 10 日以内に証明書を発注者に返却すること。

(成果品の提出)

本委託の成果品は、共通仕様書、国土交通省公共測量作業規程に基づくものとするが、成果品部数は正・副各 1 部とし、成果品項目は以下のとおりとする。

報告書

図面

CD-R(CAD データ(jw、dxf、sfc)・Word・Excel・PDF)

(守秘義務)

請負者は業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報の取扱いには十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、目的外の使用を禁止し、目的完了後直ちに返却すること。万が一個人情報漏洩した際は、監督職員に直ちに報告し、調査職員の指示に従い対応すること。

(必要経費)

業務の検査等の本委託に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

(2) 測量業務

(作業内容)

・基準点測量

GPS 測量を行う場合は、現場条件の精査を行い、良質なデータの確保に努めるものとし、これにかかる費用は請負者の負担とする。

・路線測量

道路詳細設計等に用いる仮 BM 設置を目的とする。

・地形測量

測量成果については、構造物および官民境界と思われる箇所に座標値を持たせるものとする。なお、地形測量は測量範囲について監督職員と協議の上、決定すること。

・用地測量・公共用地境界確定協議

拠点整備を必要とする範囲において、関係機関との協議を行い、必要資料及び境界確定図の作成を行う。

(既地点の使用)

既知点は国土地理院が設置した都市再生街区基本調査街区多角点及び節点、詳細設計業務にて使用する基準点等を使用すること。また、使用に際しては宇治市公共基準管理保全要項によるものとし、あらかじめ管理者の承認を得るものとする。

(3) その他

(提出成果品)

提出成果品については下記のとおりとする。

・基準点測量

業務区分	成果品の名称	備考
基準点測量	成果表 成果数値データ 基準点網図 観測記簿 計算簿 点の記 建標承諾書 精度管理表 点検測量簿 平均図 測量標の地上写真 測量標設置位置通知書 基準点現況調査報告書 その他必要とされるもの	

・路線測量

業務区分	成果品の名称	備考
------	--------	----

路線測量(仮BM設置)	観測手簿 計算簿 成果表 線形図 線形地形図 杭打ち図 詳細平面図 引照点図 点の記 精度管理表 その他必要とされるもの	
-------------	--	--

・地形測量

業務区分	成果品の名称	備考
現地測量	地形図原図 精度管理表 その他必要とされるもの	

・用地測量

社団法人日本測量協会「国土交通省公共測量作業規定の準則」第419条および下表に基づくものとする。

業務区分	成果品の名称	備考
公図転写連続図作成	公図転写連続図	
復元測量	復元箇所位置図 復元箇所座標または観測手簿	写真含む
境界確認	立会人名簿 立会依頼通知書	
土地境界確認書作成	土地境界立会確認書 (筆界確認書表紙作成)	
補助基準点の設置	基準点成果表 基準点網図 観測手簿 計算簿 基準点精度管理表 点の記	
境界測量	基準点一覧表(使用部分) 境界測量観測手簿	
境界点間測量	境界測量精度管理表	
用地実測図原図作成	用地実測図原図 用地実測図原図精度管理表	
用地平面図作成	用地平面図 用地平面図精度管理表	
土地調書作成	土地調書	
境界標設置(金属標)	設置箇所位置図	写真含む

公共用地境界確定協議の成果については、下表に基づくものとする。

業務区分	成果品の名称	備考
現況実測平面図作成	現況実測平面図	
横断面図作成	横断面図	
協議書作成	公共用地境界確定書	